

政策 I-1-(1)-①

1. 政策及び目標等

政策	リスク管理の高度化の推進
達成すべき目標	金融機関のリスク管理の高度化が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	金融機関は財務の健全性の確保及び収益性の向上を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要であるが、金融を巡る環境の変化に伴い金融機関の保有するリスクは多様化・複雑化しており、各金融機関のリスクに応じて金融機関のリスク管理の高度化が図られる必要がある。
測定指標	金融機関のリスク管理の高度化の状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	① リスク管理に関するルールの整備 ② 金融機関のガバナンス（経営管理）向上の推進
参考指標	① リスク管理に関するルールの整備状況（自己資本比率告示の改正、監督指針・解釈集の改正、ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し等） ① 貸出債権市場活性化のための取組み状況 ② 金融機関のガバナンス向上に向けた諸施策の実施状況

3. 政策の内容

金融機関は財務の健全性の確保及び収益性の向上を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要であるが、金融を巡る環境の変化に伴い金融機関の保有するリスクは多様化・複雑化しており、各金融機関のリスクに応じて金融機関のリスク管理の高度化が図られる必要があることから、そのためのルール整備等を行うこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等についてのモニタリングが必要となっています。また、コーポレートガバナンスや経営の質、業務の適切性、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価

に基づく総合的な監督体系の確立が必要となっています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① リスク管理に関するルールの整備等

ア. リスク管理に関するルールの整備

- (ア) 繰延税金資産^{*}については、主要行について、平成17年3月期決算において不良債権比率の半減目標が達成されたことを受けて検討を進め、同年12月、主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に係る告示の改正を行いました。
- (イ) バーゼルⅡについては、18年3月、新しい自己資本比率告示の改正を行うとともに、告示に関するQ&Aを公表しました。
- (ウ) 17年6月、バーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対し、リスク管理高度化計画の策定を要請しました。17年10月、当該計画の進捗状況を含めた銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、年2回(3月及び9月頃を目途)リスク管理ヒアリングを実施することを「主要行等向けの総合的な監督指針」に規定しました。また、同指針に基づき、当該計画の進捗状況を含めた銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、リスク管理ヒアリングを実施しました。
- (エ) 17年11月、金融機関の「自己管理型」のリスク管理を促す観点から、早期警戒制度の活用等を含む「バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針」を公表するとともに、同方針に従い、18年3月、バーゼルⅡ第2の柱の国内実施に当たっての具体的施策を主要行等及び中小・地域金融機関向けの各監督指針に規定しました。
- (オ) 証券会社の自己資本規制の見直しについて、算出方法の具体的な内容や実施スケジュールについて実務家の意見を参考にしつつ、改正に向けた検討作業を行ってきました。
- (カ) 保険会社のソルベンシー・マージン比率の見直しについて、具体的な見直し内容や実施スケジュールについて有識者等の意見も参考にしつつ、改正に向けた検討作業を行ってきました。
- (キ) 17年7月、新しい保険商品に係る財務関連ルールについて、「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」が取りまとめた報告書「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」を公表するとともに、18年4月、保険業法施行規則等の関係法令等を改正しました。

^{*} 金融審議会金融分科会第二部会の報告書において、「その資産性が将来の課税所得に依存していることや、金融機関が破綻した場合には無価値になるという脆弱性」から「自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましい」とされている。

イ. 貸出債権市場の活性化

(ア) 17年6月、貸出債権市場の活性化のために、主要行に対し、リスク管理高度化計画において、市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を記載するよう要請しました。また、「主要行等向けの総合的な監督指針」に基づき、当該計画の進捗状況を含めた銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、リスク管理ヒアリングを実施しました。

(イ) 17年9月、貸出債権市場の環境整備の一環として、ローン債権のプライマリー市場及びセカンダリー市場の健全な成長に資することを目的とした「日本ローン債権市場協会」において、貸出債権の格付・年限別のプライシング情報の公表が開始されました。

② 金融機関のガバナンス（経営管理）向上の推進

ア. 各監督指針（主要行等、中小・地域金融機関、保険会社、証券会社向け）において、金融機関のガバナンス（経営管理）に関する監督上の着眼点及び監督手法を明確化するとともに、オフサイトモニタリングの一環として内部監査ヒアリングの実施について規定しました。

イ. 18年3月、銀行法及び保険業法における金融機関の取締役等の適格性に関する規定（Fit and Proper 原則）の監督上の着眼点を、各監督指針（主要行等、中小・地域金融機関、保険会社向け）において明確化しました。

（2）評価

金融機関のリスク管理の高度化の状況

① リスク管理に関するルールの整備等

ア. リスク管理に関するルールの整備等

主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行ったことにより自己資本の質が向上し、わが国の金融システムの更なる安定が図られたものと考えています。

また、バーゼルⅡに関し、新しい自己資本比率告示や告示に関するQ&A等のリスク管理に関するルールの整備を行ったことにより、金融機関が抱える多様化・複雑化したリスクをより精緻に捉えることが可能となったほか（バーゼルⅡに関する新告示は19年3月31日より適用）、バーゼルⅡ第2の柱について、各監督指針の改正を行ったことにより、各金融機関が自らの業務の規模やリスク・プロファイル等に応じて、適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、リスクに応じた自己資本の充実度を評価するプロセスを構築することが促されるものと考えています。

早期警戒制度の拡充は、バーゼルⅡ第1の柱（最低所要自己資本比率）で捉

えきれないリスクを含め、金融機関のリスクのモニタリングを行うもので、これにより金融機関における早め早めの警戒・改善が促されるものと考えています。

リスク管理高度化計画の策定や監督指針の規定に基づく当該計画の進捗状況等についてのリスク管理ヒアリングの実施は、金融機関のリスク管理の高度化の推進に寄与したものと考えています。

保険の第三分野商品に係る責任準備金積立ルール等の整備を行ったことにより、保険会社の財務の健全性が確保され、金融機能の安定に寄与したものと考えています。

イ. 貸出債権市場の活性化

シンジケート・ローンは、参加金融機関に借入人の情報が差異なく共有されているうえ、相対貸出のような情報の非対称性がなく、リレーションを必要としないことから、譲渡が前提とされた貸出形態です。このシンジケート・ローンの組成実績は、次のとおり、年々増加傾向にあることから、貸出債権市場の活性化につながったものと考えています。

15年度（15年4月～16年3月）19兆680億円

16年度（16年4月～17年3月）21兆6,250億円（前年度比+13.41%）

17年度（17年4月～18年3月）25兆9,160億円（前年度比+19.84%）

② 金融機関のガバナンス（経営管理）向上の推進

18年6月、各金融機関における諸課題について、内部監査ヒアリングを実施しました。当該ヒアリングは各金融機関における諸課題に対する内部監査部門による関与状況等の把握に寄与したものと考えています。

また、銀行法及び保険業法における取締役等の適格性規定は、金融機関が考慮すべき具体的な要素が明確ではありませんでしたが、今般、適格性規定に関する具体的な着眼点や監督手法を監督指針に記載することにより、金融機関のガバナンスの強化に資するとともに、関係者の予見可能性を高めることとなったものと考えています。

6. 今後の課題

新しい自己資本比率告示に関するQ&Aは、バーゼルⅡを円滑に実施するとともに、金融機関のリスク管理の高度化に資するという観点から公表したのですが、必要に応じ、今後ともQ&Aの充実を図っていく必要があります。

また、証券会社の自己資本規制に係る算出方法、保険会社のソルベンシー・マージン比率の算出基準については、引き続き、見直しに向けた検討作業を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、バーゼルⅡの国内実施に必要な経費及びソルベンシー・マージン比率の算出基準見直しのための予算要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて特に成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・各金融機関の決算関連資料
- ・貸出債権市場取引動向

10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課